

公印省略

4 薬第 1 7 7 1 号
令和 4 年 1 2 月 9 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監視係・新型コロナウイルス感染症対策本部事務局薬務班)

「自宅療養者等にかかる「処方箋対応薬局」又は「経口治療薬の対応薬局」に関する登録票」の変更について

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の処方箋に対応可能な薬局（以下「処方箋対応薬局」という。）及び新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る対応薬局（以下「経口治療薬の対応薬局」という。）につきましては、「「自宅療養者等にかかる「処方箋対応薬局」又は「経口治療薬の対応薬局」に関する登録票」の変更について」（令和 4 年 6 月 2 8 日 4 薬第 7 3 0 号薬務課長通知）により可能な限りの登録をお願いしているところですが、この度ラゲブリオ®カプセルの一般流通が開始されたことから、配分を受けるための登録を不要とし、標記登録票の様式を別紙のとおり変更することとしました。

つきましては、下記について、貴会会員へ周知いただくようお願いします。

記

1 処方箋対応薬局及び経口治療薬の対応薬局の登録について

「処方箋対応薬局」又は「経口治療薬の対応薬局」の登録を受けていない薬局にあっては、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への治療薬提供体制強化のため、「処方箋対応薬局」又は「経口治療薬の対応薬局」に、可能な限り登録されるようお願いいたします。

2 処方箋対応薬局、経口治療薬の対応薬局の公表について

- (1) 処方箋対応薬局については、調査時に「公表不可」とされていない薬局のみリスト化し、県及び県薬剤師会のホームページで公表しておりますが、患者にとって分かりやすい情報発信を行う観点から、特段の支障がない場合は、公表に御協力をいただきますようお願いいたします。

現在「公表不可」としており、今後、公表可に変更される薬局におかれましては、以下の3により登録内容の変更手続きをお願いします。

(2) 経口治療薬の対応薬局については、公表が必須となっています。

3 上記1、2にかかる手続きの方法等について

(1) 手続きの方法

処方箋対応薬局又は経口治療薬の対応薬局の新規登録又は登録内容の変更を行う場合、別添の「自宅療養者等にかかる「処方箋対応薬局」又は「経口治療薬の対応薬局」に関する登録票」に記入の上、以下(2)の提出先に提出してください。

(2) 申出書の提出先（原則、メールによる送付をお願いします。）

送付先：福岡県保健医療介護部薬務課 宛て

メール：covid-pharm@pref.fukuoka.lg.jp

FAX：092-643-3305

(3) 手続きの時期

随時提出可能（登録完了までに数日かかる場合がありますので、御了承ください）

=== 問合せ先 ===

・処方箋対応薬局に関すること

福岡県保健医療介護部薬務課監視係

TEL 092-643-3285

・経口治療薬の対応薬局に関すること

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局薬務班

TEL 092-643-3759